

令和5年度
処遇改善加算等における規則

【株式会社 風花】

介護職員処遇改善加算等について

介護職員の処遇改善の取組として、平成 21 年 10 月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度が、平成 24 年度より、介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として実施されている。

この事業は、障害福祉サービスを提供する事業所等に従事する「福祉・介護職員」の賃金改善に充当するための加算を支給することにより、福祉・介護職員の処遇改善を図り、今後の人材需要に応えるとともに障害福祉サービス等の充実を図ることを目的とし、障害福祉サービスを提供する事業所であって、交付要件を満たし、承認を得た事業者に対し、福祉・介護職員の賃金の改善に充当する為の助成金を支給される。

株式会社 風花 賃金改善計画

■賃金の改善方法

<処遇改善加算>

・年 3 回の一時金を支給。(4 か月区切り)

4、8、12 月の給与日に合わせて賞与として支給。

※風花の採用日が 4 か月区切りの間に位置した場合は、労働時間に相当した額を支給する。

※風花職員に対する処遇の継続的改善を目的とする為、退職が決定した社員は退職日の 2 か月前までの支給は行わない。

・時給に上乘せ (200 円/時間)

・資格手当の充実

介護福祉士取得者に対し、5000 円/月を支給する。

<特定処遇改善加算>

・全従業員を A～ C のグループに分け、下記要領により支給する。

グループ A—「技能のある従業員」の定義

人材要件

- ① サービス提供責任者として常勤で 3 年以上勤務の者
- ② 福祉・介護職員（直接処遇職員）のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を有する者で勤続 10 年以上の常勤の者

③ 強度行動障害支援者養成研修修了者及び痰吸引研修修了者（3号研修）で勤続10年以上の者（職員分類の変更特例を適用）

※勤続年数については、系列法人、他法人における実務経験を含める。（サ責は当法人のみ換算）

以上の条件にあてはまる者で、風花が認めた者。

グループ B

人材要件

グループ A 以外の直接支援業務に従事する従業員。

グループ C

グループ A,B に該当しない、直接支援以外の業務に従事している従業員。

- ・原則として、グループ(A) : (B) : (C) の比率は 4 : 2 : 1 とし、(C) は 10,000 円を上限とする
- ・グループBのうち、常勤は月額¥20,000 支給、非常勤は週の勤務時間 20h 以上の者は月額¥10000 支給、それ以外の非常勤は月額¥5000 支給
- ・年度末（4月）に対象期間の調整分を、一時金として支給

<ベースアップ等加算>

既に令和4年1月から行っている昇給額を維持し、ベースアップ加算を原資とし、全従業員に対し、支給する。但し、各従業員の勤務状況・能力等により、若干の変動がありえる。

支払いは、3分の2をベースアップ、残りを一時金（4月を予定）とする。

・その他処遇項目

- ・資格取得のための支援の実施
- ・休暇制度、労働時間等の改善
- ・職員の増員による業務負担の軽減
- ・人材育成環境の整備
- ・能力向上が認められた職員への処遇、配置の反映
- ・出産、子育て支援の強化
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化
- ・介護補助器具等の購入、整備等

- ・健康診断、腰痛対策、心の健康等の健康管理面の強化

※処遇改善加算金は、介護職員（ヘルパー）に対して全額を支払い、会社で貯蓄は出来ない。

※処遇改善加算金は介護職員（ヘルパー）に対し、支給されるため、それ以外の社員に対しては支給出来ない。（風花では介護職員以外は同月に、処遇改善加算金の相当額の賞与を支給する）